

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術短期大学校条例施行規則（平成8年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(大規模災害等による授業料等の免除) 第26条の2 条例第15条第1項第1号の規則で定めるものは、 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u> とする。 2～4 [略]	(大規模災害等による授業料等の免除) 第26条の2 条例第15条第1項第1号の規則で定めるものは、 <u>次に掲げる災害</u> とする。 (1) <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u> (2) <u>令和7年2月26日に発生した強風による災害</u> 2～4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の産業技術短期大学校条例施行規則の規定は、令和7年度の前期分以後の授業料、令和7年2月26日以後に納付された入学検定料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用する。